

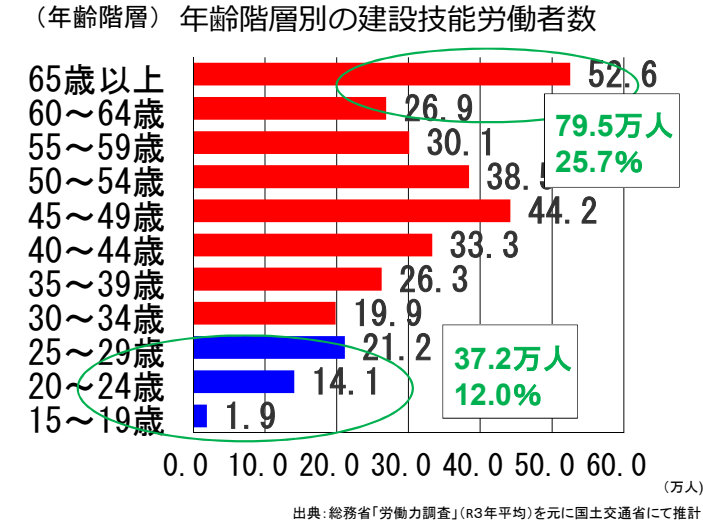
2. 建設キャリアアップシステムの普及・定着について

- (1) 建設キャリアアップシステムの現状
- (2) 現場における利用促進のための取組
- (3) CCUSを活用した処遇改善に向けた取組

(1) 建設キャリアアップシステムの現状

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

元請: 99.5%
1次下請: 99.0%
2次下請: 97.2%
3次下請: 92.1%

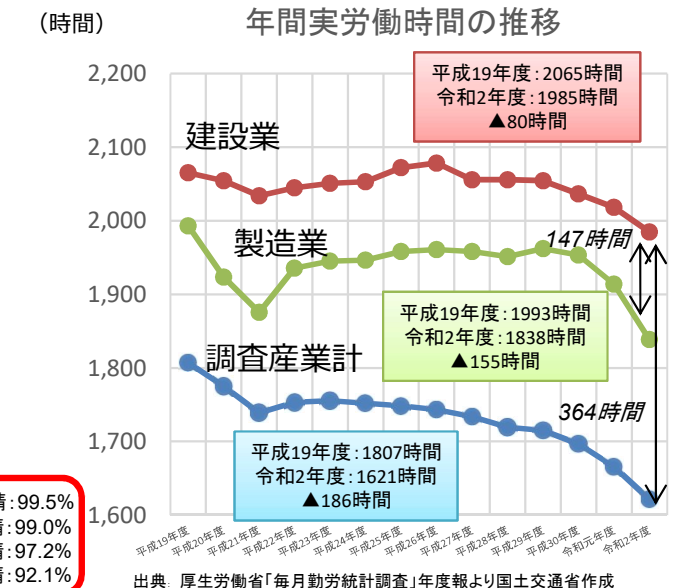
給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

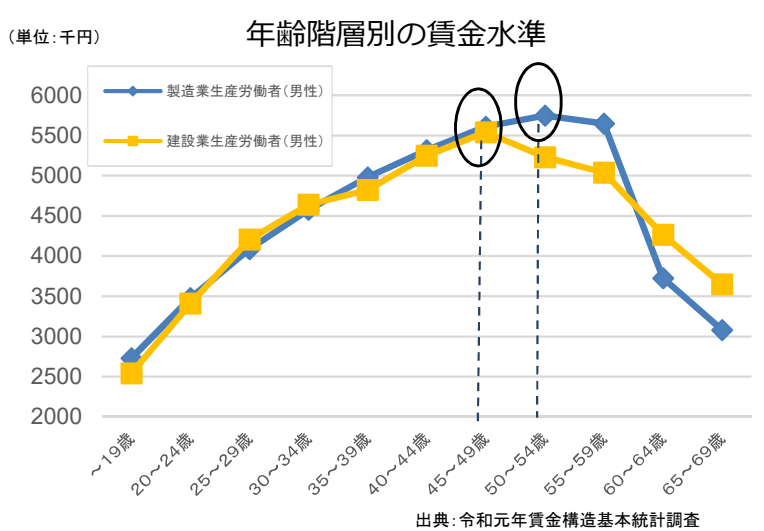
	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

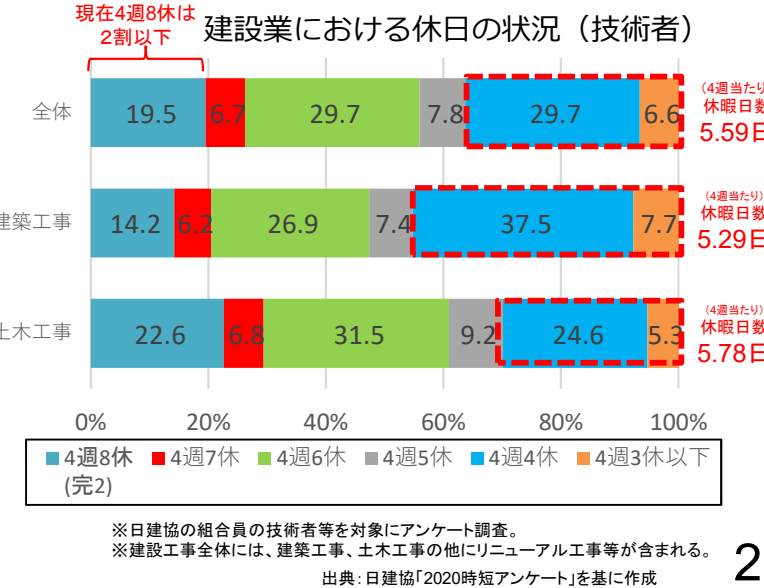
建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。



○製造業の賃金のピークは50～54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等



【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

事前登録

元請・下請事業者は事業者登録、技能者は技能者登録

事業者登録

商号、所在地、建設業許可、
社会保険、建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、所属事業者名、
社会保険・建退共加入状況、
保有資格 等

元請による現場登録とカードリーダー設置等

◎ 元請と各下請が、現場ごとに、施工体制情報や施工体制技能者情報を登録し、元請がカードリーダーの設置等を行う



パソコンとカードリーダーの設置



iPhoneとカードリーダーの設置

技能者がカードタッチ等で就業履歴を登録



職長・班長としての経験日数

+

現場で従事した就業履歴

技能者の能力評価

経験や資格により、技能レベルに応じた4段階の技能レベルを表示



保有資格

就業年数

マネジメント経験

技能者の技能・経験が客観的に評価

技能者の賃金や処遇の向上

現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

週休2日確認や退職金制度（建退共）との連携

建設現場ごとに作成されるデータ

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年1月末)

技能者の登録数

108.9万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

事業者の登録数

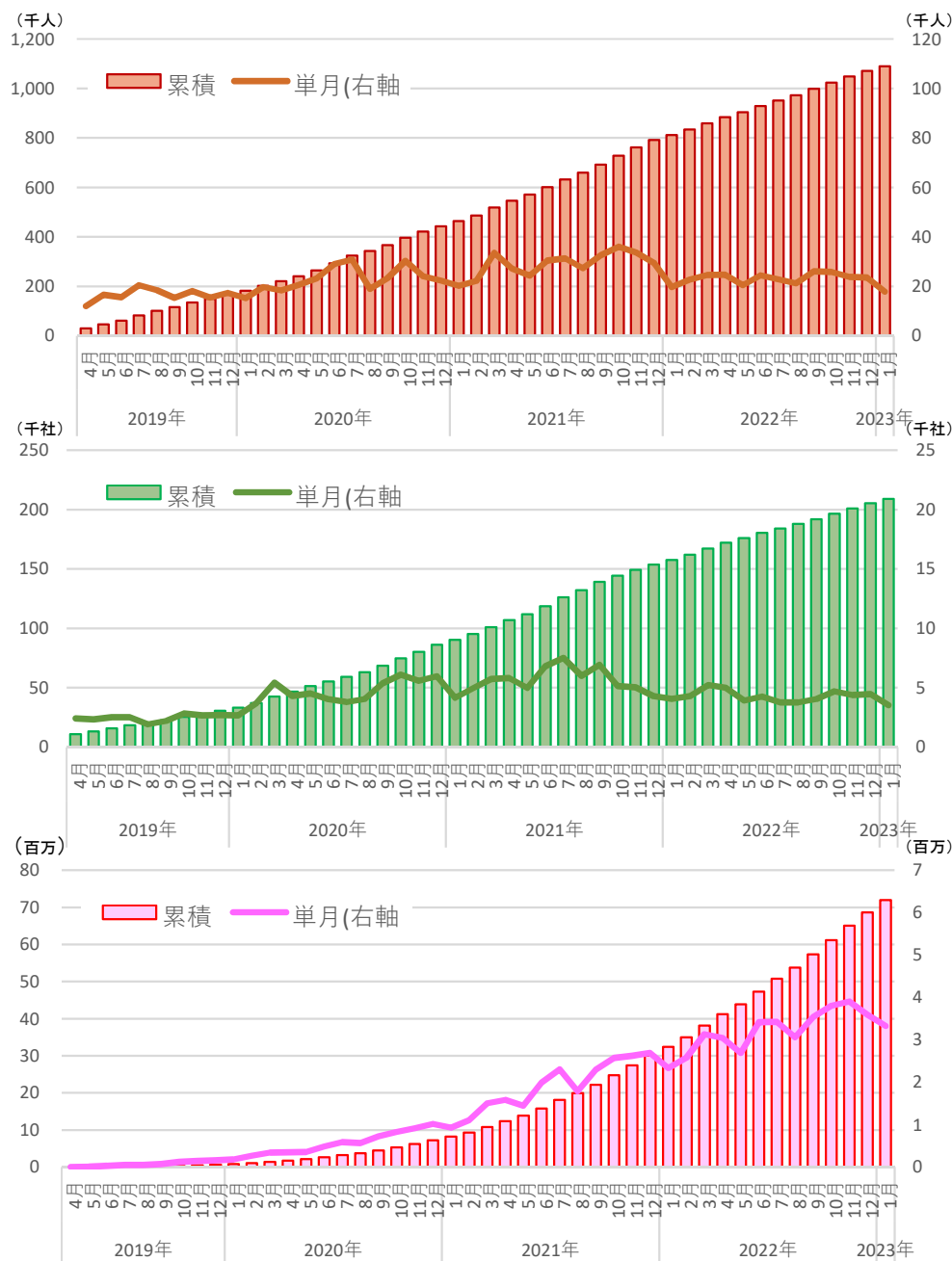
20.9万社が登録

※うち一人親方は6.7万社

就業履歴数

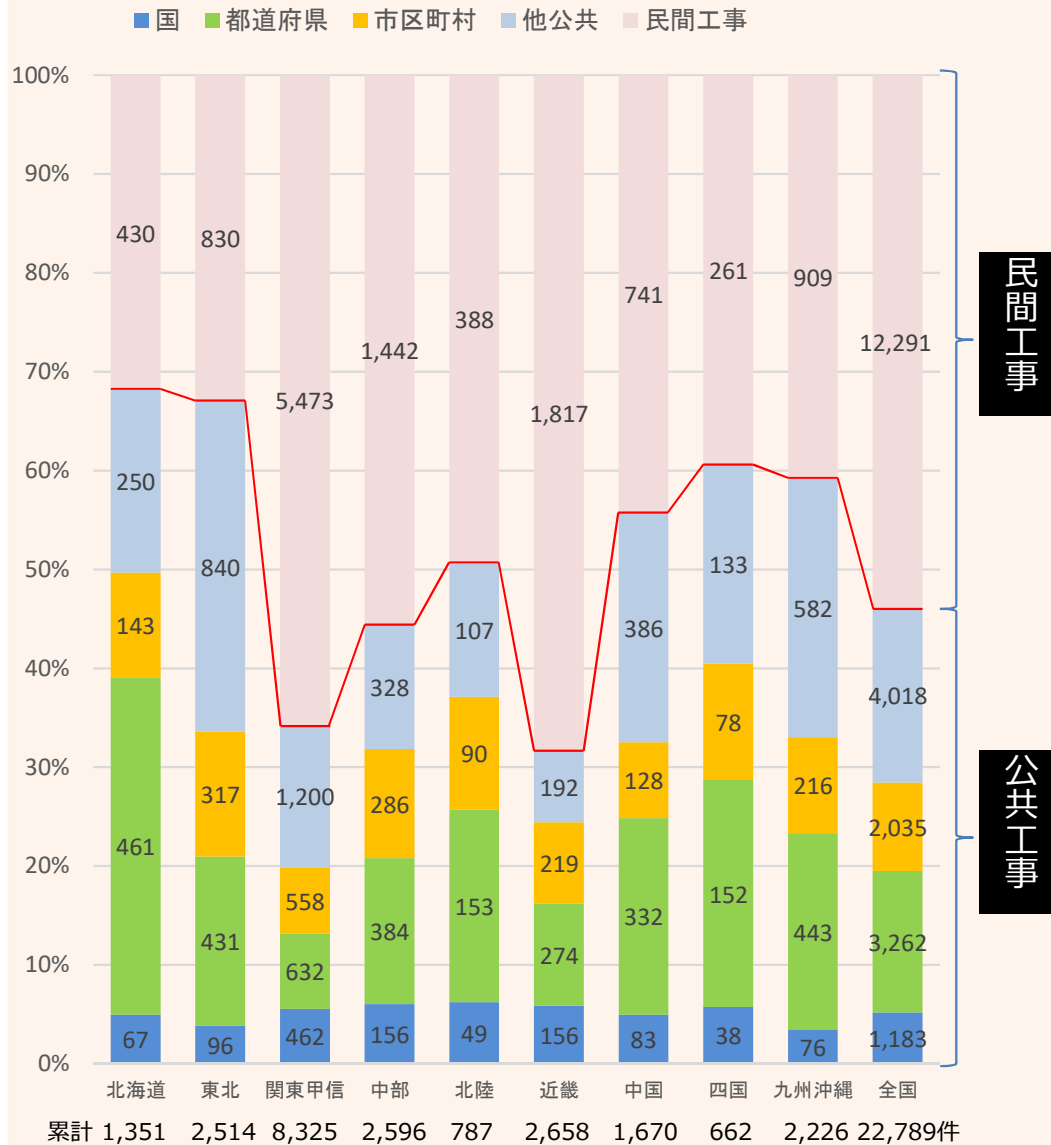
現場での利用は増加傾向

※1月は334万履歴を蓄積



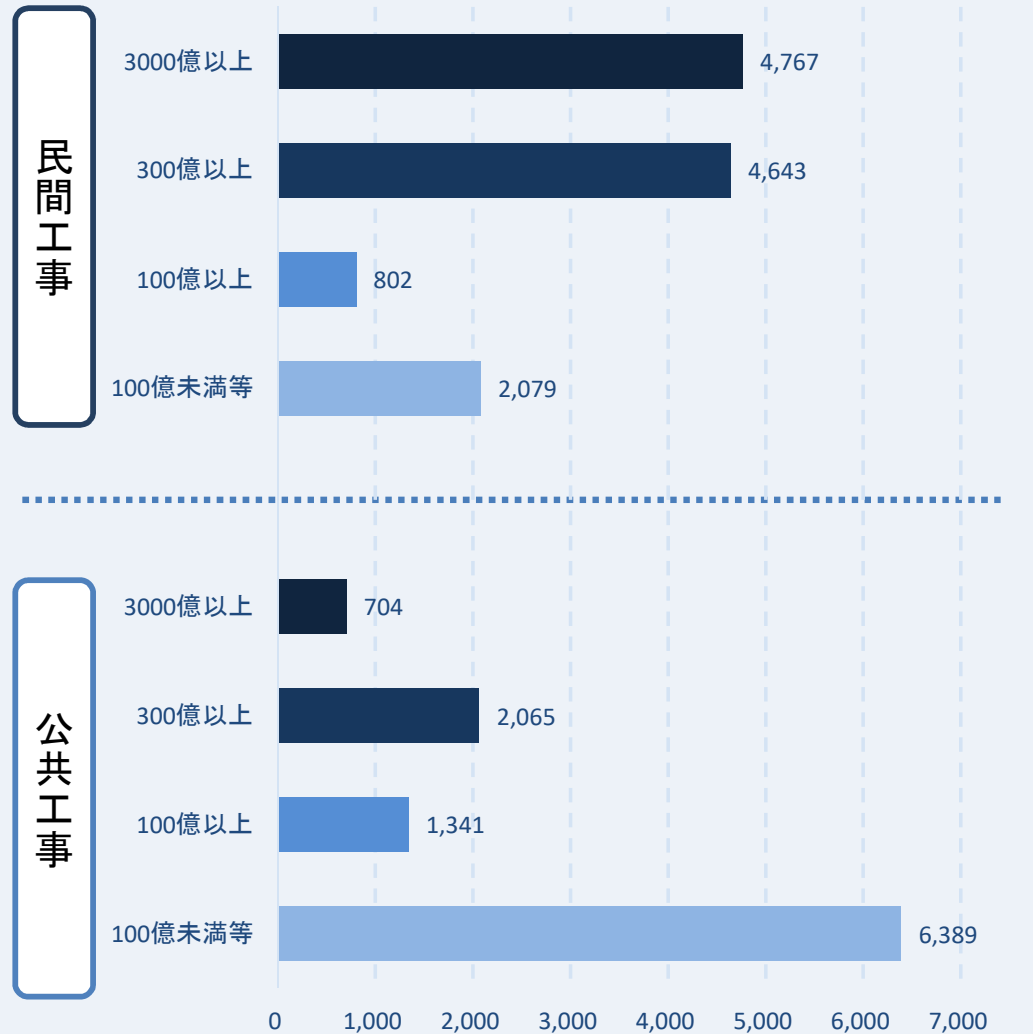
CCUS現場登録の状況（2021年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

（参考）建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、約6,600現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2022年3月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（＝完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等（沖縄は九州に包含）に準じた

能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

(2) 現場における利用促進のための取組

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施（WTO工事等）
- ◎ 都道府県では、37道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し（来年1月）、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 令和4年8月から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル別に賃金目安を示すことにより、能力評価が労務費に反映される方策について検討

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者（レベル4）の平均賃金はCCUS登録技能者（レベル1～3）より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開（現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。）

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用（公共発注者による閲覧機能を内製化） ※令和4年12月から供用

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

(事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

【土木工事】 青字: 令和4年7月以降入札公告工事より

○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事

(義務化: 全国で64件(R3年度契約))

(活用推奨: 全国で16件(R3年度契約))

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

○ 地元業界の理解がある36都道府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行

○ 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事

(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

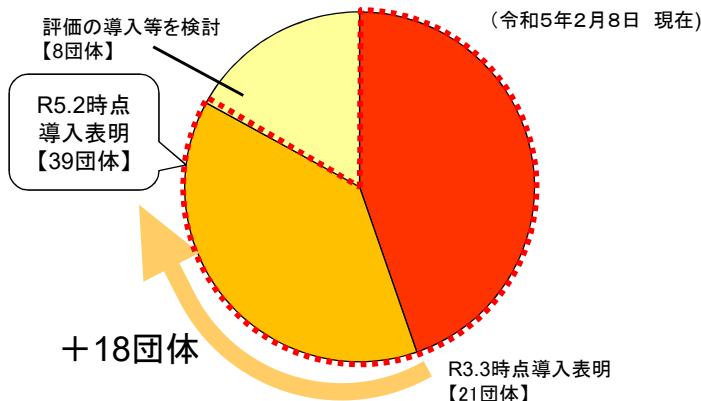
(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○ 39道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○ UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定
(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○ 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○ NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

○ NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施

○ 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕
- ③ 災害応急工事
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

* 現場・契約情報：現場名、住所、連絡先、現場管理者等

** 直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システム
(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)等
により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

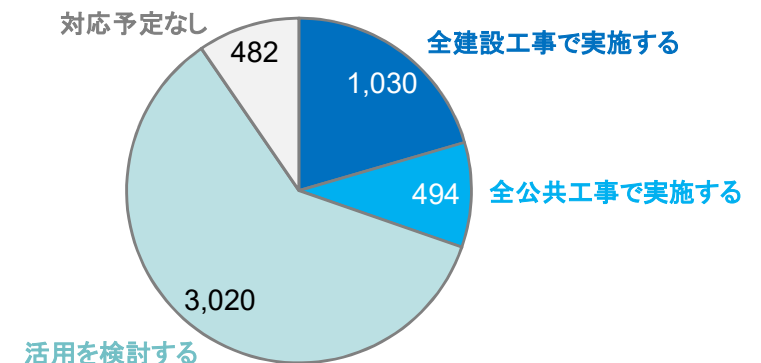
※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

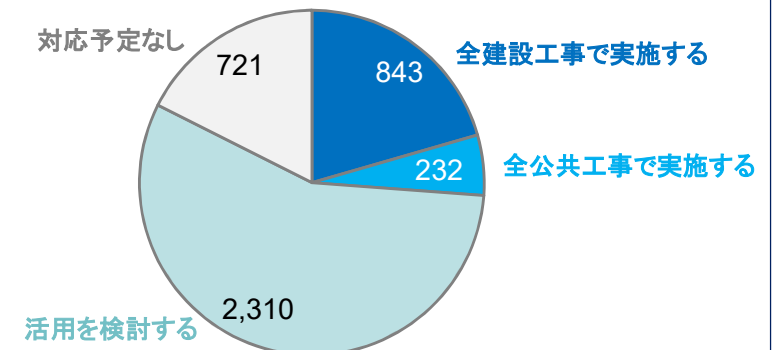
○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの
経審受審企業に対して、現時点での対応見通しを
アンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社
(回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

緑：開設済み 40都道府県 / 空白県：公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**（全国236箇所開設）（R4年6月末現在）

※**書面による申請**、写真付きの**身分証がない申請**は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「詳細型登録」のみの受付

登録支援機関

会員企業等の限定された申請者を対象に、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）



カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

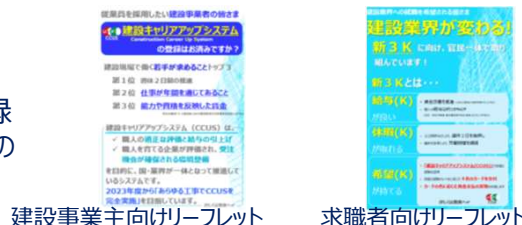
◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】

	事業内容	対象経費
就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等におけるカードリーダー等の各種機器等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用、月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ・上記費用について中小構成員等に対して助成した額

※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

求人・求職活動との連携

◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主に対し、求人票の作成支援の取組を開始



建設事業主向けリーフレット

求職者向けリーフレット

◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始（試行）

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

『CCUSサテライト説明会』の開催

◎ 2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催（約3,372件、参加者数延べ約7,449名）（6月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUS事業本部



サテライト会場



Zoom



『CCUS認定アドバイザー』

◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー

※6月末現在322名を認定

『CCUSチャンネル』

◎ ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報はじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



建退共とCCUSのデータ連携について

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、**直接、技能労働者に退職金の掛金を納付**（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、**CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化**（R4.9から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付

処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付される**ことが重要

証紙貼付方式による掛金納付

- 元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



電子申請方式

- 申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与**されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付
- **証紙の事前購入や交付が不要**

【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

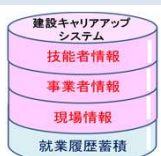
建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式
(通常)

作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する

(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUS連携
方式



CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

就労実績報告作成ツール

就労状況報告書
(4号 月別様式)

就労実績
ファイル

建退共

電子申請専用サイト

退職金ポイント

技能労働者

技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要)

(3) CCUSを活用した処遇改善に向けた取組

CCUSの能力評価等を反映した手当支給

○ CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、 20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度（協力会対象）を実施。青：500円、銀：1,000円、金：2,000円、（特に模範となる方：3,000円）		
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下：2,000円（R4.11から）、銀：3,000円、金：3,500円。R5.6より推薦要件化も検討		
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担		
五洋建設	独自の労務費補正制度（休日取得目標を達成した場合、労務費を5～10%割増補正払い）の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に		
奥村組	スーパーマイスターは銀カード以上を要件（手当3,000円）	東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定（手当3,000円）	ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加	東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マイスター資格要件にカード所持を必須化	戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化	飛島建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ	日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化	フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加	前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加	馬淵建設	CCUSのエムゼックマイスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化	三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

（R4.5現在、国土交通省調べ）

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。12月9日にリリース済み。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

◎ 施工体制台帳の帳票

◎ 作業員名簿の帳票

◎ 施工体系図の帳票

◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票

◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況

◎ 事業者のCCUSの登録状況

◎ 技能者のCCUS登録状況

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめた集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

◎ 技能者の週休2日の達成状況

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

書類の事務の合理化

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

- ※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

施工体制台帳等改修

18